

「富田林市こどもの権利条例」



関こども政策課（内線291）

本市は、令和8年3月に「富田林市こどもの権利条例」を制定しました。

こどもも大人と同じ、一人の人間として

こどもも大人と同じ、一人の人間として「権利」をもっています。こどもの権利は、こどもが幸せに生きるための大切なものです。「子どもの権利条約」によって、世界中のこどもの権利が守られています。

こどもの声を聴いて、つくった条例

条例をつくるために、2年かけて、アンケートやワークショップなどを通じて、さまざまなこどもや大人の声を聴きました。約1万4000人の声を条例に反映させました。

「条例の前文」(一部)

こどもの思い

私たちこどもは、自分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。そして、私たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

- ・命が守られ、自分らしく成長したい。
- ・意見や思いを受け止めて向き合ってほしい。

おとなへのメッセージ

おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。

- ・すべての人にこどもの権利を分かってほしいです。
- ・おとなは意見を聴いてそれをにっこり笑顔で受け止めてほしいです。

「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会」

「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会」のこども委員と一緒に条例の前文を作りました。



条例ができるまでの取り組みをもっと知りたい人はこちら▶



開催しました

まち全体で重点的に守るこどもの権利（第4条第2項）

休む・遊ぶ権利



ありのままの自分で
生きる権利



あらゆる暴力から
守られる権利



どのような理由でも
差別されない権利



学ぶ権利



社会とつながり、
ともに生きる権利



自分の意見や気持ちを
聴いてもらい、表現し
たり、大切にされる権利

自分に関わることに
参加する権利

安心して、
生き育つ権利

相談する権利

必要な支援を受ける権利

共通の責務（第5条）

【全ての人にこどもの権利を守るための役割があります】

こどもが安心して、
生き育つように、
みんなでこどもを
見守ろう



こどもの権利を
知って、大切にしよう



こどもの意見を聴き、
大切に、こどもに
とって一番良いこと
を考えよう



いじめ、差別、虐待
などによりこどもの
権利を傷
つけない



▼条例について
もっと知りたい
人はこちら



こどもも大人もお互いの権利を大切にして、みんなで「こどもの権利」を守ろう！

「こどもの権利条例」は、まち全体でこどもの権利を守るためのルールです。みんなで「こどもの権利」を守って、こどもが安心して、自分らしく幸せに生きることができる富田林市をつくっていきましょう。

条例の実現に向けた
今後の取り組み

2 こどもがまちづくりに
参加できる仕組みの検討

1 イベントや学校の授業などで
こどもの権利を
大人やこどもに伝える

3 こどもが気軽に相談できる
「こどもの権利擁護委員会」
設置に向けた準備

富田林市こどもの権利条例
市民・職員合同講座「こどもの権利を考えよう」



本市の条例づくりに携わった弁護士による講演、市職員による条例の解説を通じて、こどもの権利を一緒に考えてみませんか。

講演テーマ 「人権」が守られているってどんな感じ？

とき 5月19日(火)、午後1時30分～3時 トピックス ところ Topic 定員 20人 費用 無料

申し込み 5月1日(金)～、右上図から申し込み（申し込み先着順、電話申し込み可）

問い合わせ こども政策課（内線 291）

